

## ごみ焼却炉談合住民訴訟に関するメモ

### — 6.21 横浜地裁判決を前にして

06.6.15

弁護士 大川 隆 司

#### 1. ごみ焼却炉談合の独禁法違反事件としての摘発経過

1998.9.17 公取の立入検査

99.8.13 5社（三菱重、日本鋼管（現JFEエンジ）、日立造船、川崎重、タクマ）に対し排除勧告

8.27 5社は応諾拒否

9.8 審判開始（平成11年（判）第4号事件）

2004.3.29 審決案（第一次）交付（排除勧告と同旨）

5社は、「再犯のおそれがないので、審決無用」という理由で異議

06.3.28 審決案（第二次）交付（再犯のおそれはある、として第一次案を維持）  
？ 審決書の送達（まだない）

#### 2. 談合の対象となった工事

94.4～98.9までの4年半の間に入札が実施された「ストーカ炉」建設工事  
71件（契約金額1兆0,346億円）のうち60件 契約金額9,260億円

（→全リストは **2000年東京大会資料 2,3**）

#### 3. 住民訴訟の対象となった工事

上記60件のうち17件が対象

東京（4件）、横浜（2件）は、まとめて提訴→事件としては13件

第一審係属裁判所は11庁（東京地、神戸地には、各2件が係属）

17件の契約金額は、計4,478億8,727万円（60件に対し金額ベースで48%）

#### 4. 住民訴訟13件の進行状況（→**ゴミ焼却炉談合住民訴訟の現状（06.6現在）**）

一審判決済 5件（4勝1敗\*）

判決言渡日指定済 3件（横浜地裁を含む）

一審審理中 5件

\* 静岡地裁敗訴の理由は、「審決確定後に独禁法26条に基づく損害賠償請

求をする余地があり、逆に現段階で民法に基づく損害賠償請求をすれば敗訴のリスクもあるので、市長には『財務管理を怠る事実』はない」というもので、事実上の門前払い。

5. 提訴から一審判決まで5～6年かかる必然性はあったか？

(1) 公取の審判事件記録へのアクセスを談合業者側が妨害しなければ、2～3年は短縮できた。

(2) 審判手続は、審査官 VS 被審人（談合業者）の応酬を審判官が裁く、という構造だが、利害関係人（談合による被害者など）が審判事件記録の閲覧謄写を求める権利が保障されている（独禁法69条＝改正後の70条の15）。

(3) 原告側は提訴（00年7月）に前後して公取に対し事件記録の謄写を請求し、公取は01.3.12これを許可。しかし、談合業者がこの許可処分の取消しを求めて提訴（原告は被告公取側に補助参加）。

一審 東京地裁判決 01.10.17（住民のアクセス権を認め、談合業者の請求を棄却）

二審 東京高裁判決 02.6.5（逆転判決。業者の請求を認め、公取の許可処分を取消し。公取は上告せず、住民のみ上告）

最高裁判決 03.9.9（原判決破棄、一審判決支持）

(4) 公取の審判手続のうち、住民訴訟に必要な審査官側の証拠は、00年中にほぼ全て提出済だった。従って、談合業者の横やりがなければ01年3月中にそれらの資料は住民訴訟の法廷に提出できた。これが3年近く延びてしまったのが、訴訟遅延の原因。

6. 同じ業界による他分野の談合

(1) 鋼鉄製橋梁談合

04.10.5 公取立入検査

05.6.15 国交省ルート（03、04年度分）起訴（JFE、三菱重、川重含む26社と8人）

8.1～8.19 道路公団ルート（03、04年度分）起訴（メーカー側三菱重含む6社と5人、公団役員2人）

9.29 両ルート of 02～04 年の談合につき公取が排除勧告  
 名宛人 50 社のうち、**JFE**、**川重**、**日立造船**など 45 社は応諾。  
**三菱重**、新日鉄など 5 社は拒否して審判手続に移行

06.3.28 両ルートに関し、公取が課徴金納付命令  
 名宛人は勧告に応諾した 45 社  
 対象工事は 02～04 年度の 295 件 2,360 億円  
 課徴金 129 億 1,048 万円

(2) 汚泥し尿処理施設談合

05.8.2 公取立入検査

06.6.12 **JFE**、**日立造船**、**三菱重**、**タクマ**を含む 11 社と 11 名を起訴  
 (対象工事は 04～05 年度の 8 件 230 億円)

(3) 水門設備工事談合

06.3.28 公取立入検査

石播、**三菱重**、**日立造船**が談合の幹事社

公取立入先は上記 3 社のほか **JFE**、**川重**など約 20 社

(4) 造船重機メーカー 7 社と、4 つの談合との関係

(表は日経新聞 06.3.29 記事より抜粋・加工)

	三菱重	石川島播磨	日立造船	J F E	住友重機	三井造船	川崎重
水門	●	●	●	●	●	●	●
汚泥	●	—	●	●	●	●	—
橋梁	●	●	●	●	●	●	●
ごみ焼却炉	●	—	●	●	—	—	●

7. 談合対象となったごみ焼却炉 60 件のうち、住民訴訟の対象外の 43 件については、  
 今後どうすることができるのか

(1) 民法上の損害賠償請求は時効が完成。

(2) 審決の確定を待って独禁法 26 条に基づく損害賠償請求を自治体がすることはできる。

ただし、各自治体が工事請負契約に違反金条項を導入 (01 ないし 02 年度) する前における発注なので、損害認定は個別に行われることになる (住民訴訟と同様、民訴法 248 条に基づく認定が考えられる)。

橋梁談合以降の 3 談合については、おおむね違約金条項 (10 ~ 20%) が適用される。

(3) 60 件のうち、高知市が発注した焼却炉については、市と**三菱重**J Vとの間で、独禁法違反の事実があった場合 (審決確定の場合) には、適正価格との差額 (最低 6 %) を損害賠償金として支払う、旨の協定がなされている (98.12.15)。

ちなみに、全国市民オンブズマン連絡会議は、住民訴訟の提起に先立って高知市を除く 59 件の全発注者に対し、みずから損害賠償を請求するか、少なくとも高知方式の協定を受注業者と締結するよう要望 (00.4.19) したが、この要望を容れた自治体はなかった。

8. 造船重機業界は、談合を否認しつつけるであろうか?

(1) ごみ焼却炉談合の審判手続は、「審決案」が示されたばかりで、正式な審決はまだ出ていない。原案どおりの審決が出て、業者側には審決取消訴訟の選択肢がある。

(2) ただし、最近の汚泥処理施設談合については、プラントメーカー 11 社 (**JFE**、**三菱重**含む) の営業担当幹部もトップも談合事実を認めていると報じられている。

(→日経新聞 06.6.12 「汚泥施設談合－参考人の社長ら供述」

同 06.6.13 「汚泥施設談合－いずれも罪状認める」)

(3) ごみ焼却炉談合も汚泥処理施設も発注主体は地方自治体である。同じ業者が同じマーケットにおける最近の談合は認め、すこし前の時期の談合は否認する、というスタンスを取り続けることは、果たして可能であろうか?

以上